

# 給食関係法令・届出様式等

令和8年4月

仙 台 市

## 目次

1 給食の役割	1
2 給食施設の定義	1
3 給食施設の種類(種別)	1
4 給食施設の規模分類	4
5 給食施設の指導及び支援について	5
6 給食関係法令等	8
7 給食届出について	13
8 給食届出等記入方法	16
【参考資料】	20

令和2年3月31日付け健健発0331第2号厚生労働省健康局健康課長通知

「特定給食施設における栄養管理に関する指導・支援等について」

届出様式

## 1 給食の役割

給食は、特定多数人に対して継続的に食事を提供するものであることから、その運営の適・不適が対象者の健康状態に影響を与え、疾病の治療や予防さらには健康増進等に大きな役割を担っている。そのため、給食を提供する施設（以下「施設」という。）の運営管理には、対象者に合わせた適切な栄養管理や食の安全安心の確保に努めるなど、計画的な給食管理と食環境整備が求められる。

また、給食は、対象者が規則正しい食習慣を身につけ、より健康的な生活を送るために必要な知識を習得するよい機会であるので、それぞれの施設特性に応じ、積極的な健康・栄養教育と望ましい食習慣の確立に向けた食育の取り組みに努め、地域住民の健康づくりに寄与するものとして大いに期待される。

## 2 給食施設の定義

### ○法律に定める特定給食施設

健康増進法（平成14年8月2日 法律第103号）

（特定給食施設の届出）

第20条 特定給食施設（特定かつ多数の者に対して継続的に食事を供給する施設のうち栄養管理が必要なものとして厚生労働省令で定めるものをいう。以下同じ。）を設置した者は、その事業の開始の日から一月以内に、その施設の所在地の都道府県知事に厚生労働省令で定める事項を届け出なければならない。

健康増進法施行規則（平成15年 厚生労働省令第86号）

（特定給食施設）

第5条 法20条第1項の厚生労働省令で定める施設は、継続的に一回100食以上又は一日250食以上の食事を供給する施設とする。

### ○仙台市条例に規定する給食施設

仙台市健康増進法に基づく指導等のための届出等に関する条例（平成15年 仙台市条例第5号）

（給食施設の届出）

第2条 特定かつ多数の者に対して継続的に一回50食以上又は一日100食以上の食事を供給する施設（法第20条第1項に規定する特定給食施設を除く。）の設置者は、当該施設において食事の供給（以下「給食」という。）を開始した日から一月以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

## 3 給食施設の種類（種別）

- |                                 |          |            |
|---------------------------------|----------|------------|
| ① 学校                            | ② 病院     | ③ 介護老人保健施設 |
| ④ 介護医療院                         | ⑤ 老人福祉施設 | ⑥ 児童福祉施設   |
| ⑦ 社会福祉施設                        | ⑧ 事業所    | ⑨ 寄宿舍      |
| ⑩ 矯正施設                          | ⑪ 自衛隊    |            |
| ⑫ 一般給食センター（前述、①学校～⑧事業所に該当しないもの） |          |            |
| ⑬ その他（①～⑫に該当しないもの）              |          |            |

施設の種類		根拠となる法令等	
①学校	学校 (幼稚園・小学校・中学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校・大学・高等専門学校、専修学校、各種学校) 学校給食センター(学校給食共同調理場) 認定こども園(幼稚園である場合)	学校教育法第1条に規定する学校、第124条に規定する専修学校及び第134条に規定する各種学校で給食施設を設置しているもの 学校給食法第6条に規定する学校給食共同調理場を含む 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条6項に規定する認定こども園のうち、当該施設が幼稚園である場合を含む	学校教育法 昭和22年法律第26号  学校給食法 昭和29年法律第160号  就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 平成18年法律第77号
②病院	病院	医療法第1条の5第1項に規定する病院で給食施設を設置しているもの	医療法 昭和23年法律第205号
③介護老人保健施設	介護老人保健施設	介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設で給食施設を設置しているもの	介護保険法 平成9年法律第123号
④介護医療院	介護医療院	介護保険法第8条第29項に規定する介護老医療院で給食施設を設置しているもの	
⑤老人福祉施設	特別養護老人ホーム 養護老人ホーム 軽費老人ホーム	老人福祉法第5条の3に規定する施設で給食施設を設置しているもの	老人福祉法 昭和38年法律第133号
⑥児童福祉施設	助産施設 乳児院 母子生活支援施設 保育所 児童厚生施設 児童養護施設 知的障害児施設 知的障害児通園施設 盲ろうあ児施設 肢体不自由児施設 重症心身障害児施設 情緒障害児短期治療施設 認定こども園(幼稚園である場合を除く)	児童福祉法第7条に規定する施設及び社会福祉法第2条に規定する事業に係る施設で児童福祉に関するもののうち給食施設を設置しているもの 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条6項に規定する認定こども園(当該施設が幼稚園である場合は除く)を含む	児童福祉法 昭和22年法律第164号  社会福祉法 昭和26年法律第45号  就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 平成18年法律第77号

施設の種類		根拠となる法令等	
⑦社会福祉施設	救護施設 更正施設 医療保護施設 授産施設 身体障害者社会参加支援施設 婦人保護施設 知的障害者社会参加支援施設 知的障害者援護施設	生活保護法第 38 条、身体障害者福祉法第 5 第 1 項及び売春防止法第 36 条に規定する施設並びに社会福祉法第 2 条に規定する事業に係る施設で社会福祉に関するもの(児童福祉に関するものを除く)のうち給食施設を設置しているもの	生活保護法 昭和 25 年法律第 144 号 身体障害者福祉法 昭和 24 年法律第 283 号 売春防止法 昭和 31 年法律第 118 号 社会福祉法 昭和 26 年法律第 45 号
⑧事業所	事業所	労働基準法別表 1 に規定する事業所又は事務所で給食施設を設置しているもの	労働基準法 昭和 22 年法律第 49 号
⑨寄宿舍	寄宿舍 寮	学生又は労働者を寄宿させる施設であって給食施設を設置しているもの	学校教育法 昭和 22 年法律第 26 号 労働基準法 昭和 22 年法律第 49 号
⑩矯正施設	刑務所 少年刑務所 拘置所 少年院 少年鑑別所	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第 3 条に規定する刑事施設、少年院法第 4 条に規定する少年院及び少年鑑別所法第 3 条に規定する少年鑑別所であって、給食施設を設置しているもの	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律 平成 17 年法律第 50 号 少年院法 平成 26 年法律第 58 号 少年鑑別所法 平成 26 年法律第 59 号
⑪自衛隊	自衛隊	自衛隊のうち給食施設を設置しているもの	自衛隊法 昭和 22 年法律第 164 号
⑫一般給食センター	①～⑧に該当しないもの  前記「学校」から「事業所」までに該当しないもの	特定した施設(複数の場合も含む)に対して継続的に食事を供給しているもの	
⑬その他	①～⑫以外で給食を実施している施設 (老人福祉法第 29 条(昭和 38 年法律第 133 号)の有料老人ホームを含む)		

(厚生労働省 衛生行政報告例による施設分類)

#### 4 給食施設の規模分類

		規模	給食施設関係法令	栄養士設置	栄養士設置 根拠法令
S(指定施設)	一号 施設	300食/回又は 750食/日	健康増進法第20条 第1～2項、第21条 第1・3項 健康増進法施行規 則第7条	管理栄養士必置	健康増進法第 21条第1項
	二号 施設	500食/回又は 1500食/日			
AA(特定給食施設・ 大規模施設)		300食/回又は 750食/日	健康増進法第20条 第1～2項、第21条 第2～3項	管理栄養士設置 努力義務	健康増進法第 21条第2項 健康増進法施行 規則第8条
A(特定給食施設)		100食/回又は 250食/日	健康増進法施行規 則第5条	管理栄養士又は 栄養士設置努力 義務	健康増進法第 21条第2項
B(その他の施設)		50食/回又は 100食/日	仙台市健康増進法に 基づく指導等のた めの届出等に関する 条例第2条第1項		

〔同一厨房の併設施設の場合〕

病院等を含む複数の施設を対象に食事を供給する特定給食施設については、当該病院等の許可病床数(入所定員)の合計が300床(人)以上である場合は一号施設とする。

《 例 》

病 院 許可病床数 200 床	+	介護老人保健施設 定員 120 人	( 200+120 ) = 1 回 320 食 → 該当
--------------------	---	----------------------	------------------------------

一号施設とは：病院、介護老人保健施設又は介護医療院に設置される特定給食施設であって、1回300食以上又は1日750食以上の食事を供給するものをいう。

二号施設とは：老人福祉施設、児童福祉施設（保育所を除く）、社会福祉施設（通所施設を除く）、事業所、寄宿舍、矯正施設、自衛隊のうち、継続して1回500食以上又は1日1500食以上の食事を供給するものをいう。

指定通知について

指定の基準に該当する施設（上記、一号施設及び二号施設）については、仙台市長より指定の通知を行う。指定施設が定員数の変更等により指定の基準に該当しなくなった場合には、指定の解除を行う。

## 5. 給食施設の指導及び支援について

仙台市では、「特定給食施設等の指導の実施に関する要領（令和3年3月17日健康福祉局長決裁）」に基づき、健康増進法第18条第1項第2号により実施する巡回指導等にあつては、下表の「栄養管理に関する指導基準」の項目に沿って、特定給食施設及び条例に規定する給食施設の指導・支援等を行っている。

施設側においては、利用者の特性に見合った適切な栄養管理・衛生管理のもとで食事の提供を行うとともに、利用者の健康の維持・増進を目的に、課題の抽出や目標設定等を行い、検討・改善していくことが望まれる。なお、特定給食施設等における栄養管理については、令和2年3月31日付け健健発0331第2号厚生労働省健康局健康課長通知「特定給食施設における栄養管理に関する指導・支援等について」別添2「特定給食施設が行う栄養管理に係る留意事項について」で運用の留意点が示されている。

### 栄養管理に関する指導基準（「特定給食施設等の指導の実施に関する要領」別表1）

項 目		基 準	関係書類	
① 身体 の 状 況  栄 養 状 態 等 の 把 握 、 食 事 の 提 供 、 品 質 管 理 及 び 評 価 に つ い て	1	利用者の性、年齢、身体 の 状 況 、 食 事 の 摂 取 状 況 、 生 活 状 況 等 を 定 期 的 に 把 握 し て い る。	利用者の性、年齢(年代)、 身 体 の 状 況 （ 主 と し て 身 長 と 体 重 、 BMI や 肥 満 度 ）、 身 体 活 動 レ ベ ル 、 食 事 の 摂 取 状 況 （ 可 能 な 限 り 給 食 以 外 の 食 事 も ）、 生 活 状 況 等 の 情 報 を 把 握 し て い る か。 最 低 年 1 回 以 上 、 （ 保 育 所 等 の 利 用 者 の 状 況 が 著 し く 変 化 す る 施 設 や 、 利 用 者 の 入 れ 替 わ り が 多 い 施 設 に お い て は 、 年 2 回 以 上 ） 時 期 を 決 め て 把 握 し て い る か。	年齢構成 表、栄養ス クリーニン グ書、栄養 アセスメン ト書
	2	把握した情報に基づき給 与 栄 養 量 の 目 標 を 設 定 し て い る。	把握した利用者の情報を 反 映 し 、 給 与 エ ネ ル ギ ー 目 標 量 及 び 食 種 を 決 定 し 、 給 与 栄 養 目 標 量 の 設 定 を し て い る か。	栄養基準量 表、予定及 び実施献立 表
	3	給与目標栄養量に応じて 食 品 構 成 や 献 立 作 成 基 準 を 設 定 し て い る。	設定した給与栄養目標量 に 応 じ て 、 食 品 群 別 荷 重 平 均 成 分 表 の 作 成 や 食 品 構 成 、 献 立 作 成 基 準 、 主 食 ・ 主 菜 たん ぱ く 質 源 の 設 定 等 を 行 っ て い る か。	栄養基準量 表、食品群 別荷重平均 成分表、食 品構成表、 献立作成基 準

	項 目	基 準	関係書類	
① 身体の状況、栄養状態等の把握、食事の提供、品質管理及び評価について	4	食事計画に基づき、食材料の調達、調理及び提供を行っている。	(右記の関係書類等を確認し) 食事計画に基づいて実施されているか。	発注書、予定献立、調理指示書、在庫管理表
	5	提供した食事の摂取状況や利用者の身体状況の変化を把握している。	喫食状況調査を実施し、食事の摂取状況を把握しているか。 利用者の身長、体重、BMI や肥満度の変化を把握しているもしくは対象集団の肥満・やせの割合の変化を把握しているか。	喫食状況調査
	6	食事計画の総合的な評価を行い、その結果に基づき、食事計画の改善を図っている。	一定期間ごとに調査や評価を行い、得られた情報やその他の情報を活かして食事計画を見直すとともに、献立作成など一連の業務内容の改善に努めているか。	実施献立、栄養月報、検食簿、各種調査結果
	7	給食委員会等を設置し、食事の提供に係る業務の改善に努めている。	定期的に、施設長または責任者を含む関係職員による情報共有を図り、食事の計画・評価を行っているか。	給食委員会記録
② 提供する食事(給食)の献立について	8	給食の献立は利用者の身体状況に基づき、日常の食事の摂取量に占める給食の割合等に配慮している。	把握した利用者の情報を反映しているか。	予定および実施献立表
	9	給食の献立は利用者の嗜好等に配慮している。	嗜好調査等を実施し、利用者の意見を反映しているか。 地域性、季節感等を考慮しているか。	予定および実施献立表、嗜好調査・喫食状況調査記録
	10	料理の組み合わせや食品の組み合わせにも配慮している。	主食・主菜・副菜が揃っているか。 調理法や色彩、味付け、食感等のバランスが取れているか。	予定および実施献立表
③ 栄養に関する情報の提供について	11	献立表の掲示や主要栄養成分(熱量、たんぱく質、脂質、食塩相当量等)の表示を行うなど、健康や栄養に関する情報の提供を行っている。	利用者向け献立に主要栄養成分(熱量、たんぱく質、脂質、食塩相当量等)の表示を行っているか。 栄養メモや給食だより等で給食に関する情報提供をしているか。	掲示・配布用献立、給食だより

項 目		基 準	関係書類	
③ 栄養に関する情報の提供について	12	利用者等が正しい食習慣を身につけ、より健康的な生活を送るために必要な知識の普及に努めている。	上記を目的とした健康教育、栄養教育等を実施しているか。	栄養指導記録、食育活動記録
	13	献立表など食事計画に関する書類・帳票類、利用者の身体状況など栄養管理の評価に必要な情報を確認できる書類等を整備・保管している。 委託契約を交わしている場合は、委託内容が確認できるよう契約書等を整備・保管している。	施設長の承認を得ているか、保存年限、保管方法は適切か。 (委託契約を交わしている場合のみ) 契約書等を整備・保管しているか。	(委託の場合) 委託契約書
⑤ 衛生管理について	14	食品衛生法その他関係法令等の定めるところにより、衛生的かつ安全に給食の運営を行っている。	(AA 施設の場合) 大量調理施設衛生管理マニュアルに基づき衛生管理に努めているか。 (AA 施設以外の場合) 大量調理施設衛生管理マニュアルもしくは施設等で衛生管理基準を定め、その内容に基づいて衛生管理に努めているか。	衛生管理マニュアル
⑥ 災害等の備えについて	15	栄養管理基準に基づき、利用者の特性や栄養バランスに配慮した食料を備蓄している。	利用者に合った食料備蓄（食器や食具等含む）になっているか（形態、アレルギー対応、離乳食等）。 必要量を備蓄し、適切に期限管理が行われ、期限前に有効活用されているか。	
	16	食中毒発生時、災害時のマニュアルを整備している。	マニュアルには献立、保管場所、提供方法等も明記されているか。また職員間で共有されているか。	非常災害時マニュアル
	17	災害等発生時でも適切な食事が提供されるよう、施設内及び施設間の協力体制を整備している。	災害等発生時の対応方法や役割を定期的に確認しているか。	給食委員会・職員会議記録

※ 項目ごとに適・不適を評価する

## 6 給食関係法令等

### (1) 健康増進法 (抜すい)

平成 14 年 8 月 2 日 法律第 103 号

最終改正 令和 7 年 12 月 12 日 法律第 87 号

#### 第 1 章 総則

##### (目的)

第 1 条 この法律は、我が国における急速な高齢化の進展及び疾病構造の変化に伴い、国民の健康増進の総合的な推進に関し基本的な事項を定めるとともに、国民の栄養の改善その他の国民の健康の増進を図るための措置を講じ、もって国民保健の向上を図ることを目的とする。

#### 第 4 章 保健指導等

##### (都道府県による専門的な栄養指導その他の保健指導の実施)

第 18 条 都道府県、保健所を設置する市及び特別区は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 住民の健康の増進を図るために必要な栄養指導その他の保健指導のうち、特に専門的な知識及び技術を必要とするものを行うこと。
- 二 特定かつ多数の者に対して継続的に食事を供給する施設に対し、栄養管理の実施について必要な指導及び助言を行うこと。
- 三 前二号の業務に付随する業務を行うこと。

2 都道府県は、前条第一項の規定により市町村が行う業務の実施に関し、市町村相互間の連絡調整を行い、及び市町村の求めに応じ、その設置する保健所による技術的事項についての協力その他当該市町村に対する必要な援助を行うものとする。

##### (栄養指導員)

第 19 条 都道府県知事は、前条第 1 項に規定する業務（同項第 1 号及び第 3 号に掲げる業務については、栄養指導に係るものに限る。）を行う者として、医師又は管理栄養士の資格を有する都道府県、保健所を設置する市又は特別区の職員のうちから、栄養指導員を命ずるものとする。

#### 第 5 章 特定給食施設等

##### (特定給食施設の届出)

第 20 条 特定給食施設（特定かつ多数の者に対して継続的に食事を供給する施設のうち栄養管理が必要なものとして厚生労働省令で定めるものをいう。以下同じ。）を設置した者は、その事業の開始の日から 1 月以内に、その施設の所在地の都道府県知事に厚生労働省令で定める事項を届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をした者は、同項の厚生労働省令で定める事項に変更を生じたときは、変更の日から 1 月以内に、その旨を当該都道府県知事に届け出なければならない。その事業を休止し、又は廃止したときも、同様とする。

##### (特定給食施設における栄養管理)

第 21 条 特定給食施設であって特別の栄養管理が必要なものとして厚生労働省令で定めると

ころにより都道府県知事が指定するものの設置者は、当該特定給食施設に管理栄養士を置かなければならない。

2 前項に規定する特定給食施設以外の特定給食施設の設置者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該特定給食施設に栄養士又は管理栄養士を置くように努めなければならない。

3 特定給食施設の設置者は、前2項に定めるもののほか、厚生労働省令で定める基準に従って、適切な栄養管理を行わなければならない。

#### (指導及び助言)

第22条 都道府県知事は、特定給食施設の設置者に対し、前条第1項又は第3項の規定による栄養管理の実施を確保するため必要があると認めるときは、当該栄養管理の実施に関し必要な指導及び助言をすることができる。

#### (勧告及び命令)

第23条 都道府県知事は、第21条第1項の規定に違反して管理栄養士を置かず、若しくは同条第3項の規定に違反して適切な栄養管理を行わず、又は正当な理由がなくて前条の栄養管理をしない特定給食施設の設置者があるときは、当該特定給食施設の設置者に対し、管理栄養士を置き、又は適切な栄養管理を行うよう勧告することができる。

2 都道府県知事は、前項に規定する勧告を受けた特定給食施設の設置者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該特定給食施設の設置者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

#### (立入検査等)

第24条 都道府県知事は、第21条第1項又は第3項の規定による栄養管理の実施を確保するため必要があると認めるときは、特定給食施設の設置者若しくは管理者に対し、その業務に関し報告をさせ、又は栄養指導員に、当該施設に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問をさせることができる。

2 前項の規定により立入検査又は質問をする栄養指導員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

## 第9章 罰則

第72条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

一 第23条第2項の規定に基づく命令に違反した者

第74条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

一 第24条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第75条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第72条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の刑を科する。

注 都道府県知事とは、「都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあっては市長又は区長。）」とする。（法第10条第3項）

## (2) 健康増進法施行規則 (抜すい)

平成 15 年 4 月 30 日 厚生労働省令第 86 号

最終改正 令和 7 年 6 月 1 日 厚生労働省令第 62 号

### (特定給食施設)

第 5 条 法第 20 条第 1 項の厚生労働省令で定める施設は、継続的に 1 回 100 食以上又は 1 日 250 食以上の食事を供給する施設とする。

### (特定給食施設の届出事項)

第 6 条 法第 20 条第 1 項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 給食施設の名称及び所在地
- 二 給食施設の設置者の氏名及び住所（法人にあっては、給食施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
- 三 給食施設の種類
- 四 給食の開始日又は開始予定日
- 五 1 日の予定給食数及び各食ごとの予定給食数
- 六 管理栄養士及び栄養士の員数

### (特別の栄養管理が必要な給食施設の指定)

第 7 条 法第 21 条第 1 項の規定により都道府県知事が指定する施設は、次のとおりとする。

- 一 医学的な管理を必要とする者に食事を供給する特定給食施設であって、継続的に 1 回 300 食以上又は 1 日 750 食以上の食事を供給するもの
- 二 前号に掲げる特定給食施設以外の管理栄養士による特別な栄養管理を必要とする特定給食施設であって、継続的に 1 回 500 食以上又は 1 日 1500 食以上の食事を供給するもの

### (特定給食施設における栄養士等)

第 8 条 法第 21 条第 2 項の規定により栄養士又は管理栄養士を置くように努めなければならない特定給食施設のうち、1 回 300 食又は 1 日 750 食以上の食事を供給するものの設置者は、当該施設に置かれる栄養士のうち少なくとも 1 人は管理栄養士であるように努めなければならない。

### (栄養管理の基準)

第 9 条 法第 21 条第 3 項の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 当該特定給食施設を利用して食事の供給を受ける者（以下「利用者」という。）の身体の状態、栄養状態、生活習慣等（以下「身体の状態等」という。）を定期的に把握し、これらに基づき、適当な熱量及び栄養素の量を満たす食事の提供及びその品質管理を行うとともに、これらの評価を行うよう努めること。
- (2) 食事の献立は、身体の状態等のほか、利用者の日常の食事の摂取量、嗜好等に配慮して作成するよう努めること。
- (3) 献立表の掲示並びに熱量及びたんぱく質、脂質、食塩等の主な栄養成分の表示等により、利用者に対して、栄養に関する情報の提供を行うこと。
- (4) 献立表その他必要な帳簿等を適正に作成し、当該施設に備え付けること。
- (5) 衛生の管理については、食品衛生法（昭和 22 年法律第 223 号）その他関係法令の定めるところによること。

### (3) 仙台市健康増進法に基づく指導等のための届出等に関する条例

平成 15 年 3 月 14 日 仙台市条例第 5 号

#### (目的)

第 1 条 この条例は、健康増進法（平成 14 年法律第 103 号。以下「法」という。）に基づく指導等のための届出等に関し必要な事項を定めることにより、給食施設における適正な栄養管理を図り、もって市民の健康の増進に資することを目的とする。

#### (給食施設の届出)

第 2 条 特定かつ多数の者に対して継続的に 1 回 50 食以上又は 1 日 100 食以上の食事を供給する施設（法第 20 条第 1 項に規定する特定給食施設を除く。）の設置者は、当該施設において食事の供給（以下「給食」という。）を開始した日から 1 月以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をした者は、当該届出をした事項に変更を生じたとき又は当該届出に係る給食を休止し、廃止し、若しくは再開したときは、その事由が生じた日から 1 月以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

#### (給食状況の報告)

第 3 条 前条第 1 項に規定する施設の設置者又は管理者は、市長が定めるところにより、給食の状況に関する報告書を市長に提出しなければならない。

#### (帳簿の整備保存等)

第 4 条 法第 20 条第 1 項に規定する特定給食施設及び第 2 条第 1 項に規定する施設の設置者又は管理者は、献立その他給食に必要な帳簿等を整備保存しなければならない。

2 前項の設置者又は管理者は、栄養指導員の請求があったときは、前項の帳簿等を提示しなければならない。

#### (委任)

第 5 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

### (4) 仙台市健康増進法等の施行に関する規則

平成 15 年 5 月 1 日 仙台市規則第 72 号

最終改正 平成 21 年 3 月 3 日 仙台市規則第 12 号

#### (趣旨)

第 1 条 この規則は、健康増進法（平成 14 年法律第 103 号。以下「法」という。）及び仙台市健康増進法に基づく指導等のための届出等に関する条例（平成 15 年仙台市条例第 5 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (給食施設の届出)

第 2 条 法第 20 条第 1 項又は条例第 2 条第 1 項の規定による開始の届出は、給食開始届による。

2 法第 20 条第 2 項又は条例第 2 条第 2 項の規定による変更又は休止若しくは廃止の届出は、それぞれ給食変更届又は給食休止・廃止届による。

- 3 条例第2条第2項の規定による再開の届出は、給食再開届による。法第20条第2項の規定による休止の届出をした者が当該事業を再開し、その旨の届出をする場合も、同様とする。

(給食状況の報告)

第3条 法第20条第1項に規定する特定給食施設又は条例第2条第1項に規定する施設(以下「特定給食施設等」という。)の設置者又は管理者は、当該特定給食施設等が実施する給食の状況に関する報告書を作成、給食を開始した日から1月以内に市長に提出しなければならない。

- 2 特定給食施設等の設置者又は管理者は、毎年6月1日から同月30日までの期間において当該特定給食施設等が実施した給食に関する報告書を作成し、翌月の末日までに市長に提出しなければならない。ただし、市長が必要と認めるときは、報告の対象となる期間又は報告書の提出期限を変更することができる。

(委任)

第4条 この規則の施行に関し必要な事項は、健康福祉局長が定める。

## (5) 仙台市給食届出・報告事務取扱要領

平成15年4月30日 健康福祉局長決裁

最終改正 令和8年3月6日

(趣旨)

第1条 この要領は、仙台市健康増進法等の施行に関する規則(平成15年 仙台市規則 第72号。以下「規則」という。)の施行に関し必要なものを定める。

(給食の開始の届出)

第2条 規則第2条第1項に規定する給食開始届は、様式第1号による。

(給食の変更の届出)

第3条 規則第2条第2項に規定する給食変更届は、様式第2号による。

(給食の休止又は廃止の届出)

第4条 規則第2条第2項に規定する給食休止・廃止届は、様式第3号による。

(給食の再開の届出)

第5条 規則第2条第3項に規定する給食再開届は、様式第4号による。

(給食状況の報告)

第6条 規則第3条第1項に規定する給食状況の報告に係る様式は、様式第5号による。

- 2 規則第3条第2項に規定する給食状況の報告に係る様式は、別に定める。

## (6) 特定給食施設等の指導の実施に関する要領(抜すい)

令和3年3月17日健康福祉局長決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、健康増進法(平成14年法律第103号。以下「法」という)、健康増進

法施行規則（平成 15 年厚生労働省令第 86 号。以下「省令」という）及び仙台市健康増進法に基づく指導等のための届出等に関する条例（平成 15 年 3 月 14 日仙台市条例第 5 号。以下「条例」という）に基づき、特定給食施設及び条例に規定する給食施設（以下「特定給食施設等」という）の指導等に関し必要な事項を定め、特定給食施設等が適切な栄養管理を行い、給食の利用者の健康保持・増進に資することを目的とする。

（指導・助言の方針）

第 2 条 法第 19 条に規定する栄養指導員は、特定給食施設等に対する法第 18 条第 1 項第 2 号に基づく指導・助言のため巡回指導を行う。

（栄養管理に関する指導基準）

第 3 条 特定給食施設等の栄養管理については別表 1 に掲げる通りとする。

（巡回指導）

第 4 条 第 2 条の巡回指導において行う法第 18 条第 1 項第 2 号に基づく指導・助言は、当該給食施設の設置者もしくは管理者に対して「給食施設栄養指導票」（別記様式第 1 号）を交付するものとする。

## 7 給食届出について

給食施設の設置者は、給食を開始または休止・廃止、再開しようとする際は、開始または休止・廃止届、再開届を提出する。また、届出内容に変更がある場合は変更届を提出する。（詳細は 8 給食届出等記入方法を参照のこと）

※給食開始届の提出にあたっては、事前に施設所在地の所轄区役所(保健所支所)にご連絡の上、該当の有無や必要書類等についてお問い合わせください。

給食届出様式は、仙台市ホームページ「申請書・届出書様式のダウンロードサービス」に掲載しています。

## 8 給食届出等記入方法

### 給食開始届(様式第1号)

給食を開始する場合に、給食開始時の運営状況調査票(様式第5号)とあわせて提出する。

様式第1号

管理番号	
給食規模	S AA A

**届出年月日**  
・和暦で記入  
・開始から1月以内に提出

## 給 食 開 始 届

●年 ●月 ●日

仙台市保健所長

給食施設設置者 住所 ○○県○○市○○ ●番地

氏名 ○○法人○○会 理事長 ○○ ○○

( 法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名 )

下記のとおり、給食施設を設置しましたので〔健康増進法第20条第1項・仙台市健康増進法に基づく指導等のための届出等に関する条例第2条第1項〕の規定により届け出ます。

#### 電話・FAX 番号

- ・施設の代表番号を記入
- ・給食部門に直通電話がある場合、あわせて記入

#### 施設種類

- ・該当する番号に○
- ・13. その他の場合は具体的な施設種類を( )に記入

#### 1日の予定給食数

- ・給食対象者※に提供する最大数を記入

#### 施設の定数

- ・定床数や定員数を記入(ショートステイを含む)

#### 管理栄養士等の員数

- ・当該施設に勤務する常勤の職員数を記入
- ・産休・育休など長期休暇を取得している者も計上し、代替職員は計上しない

#### 1日の予定給食数 その他

- ・3食の区分以外に提供する場合(補食や夜食等、給食対象者※に提供するもの)、その他の( )に内容を記入
- ・その他の食数は合計には含めない

※ 給食対象者とは

施設が給食を提供し、栄養管理の対象としている施設利用者や入所者。  
施設種類が「事業所」以外の施設にあつては、職員に提供する「職員食」は食数に含めない。

記

ふりがな	とくべつようごろうじんほーむ ○○○○○																			
施設名称	特別養護老人ホーム ○○○○○																			
所在地	〒 ●●● - ●●●● 仙台市 ○○ 区 ○○ ●番地の●																			
電話番号	022-●●●-●●●●/022-●●●-●●●● (給食室直通)																			
FAX番号	022-●●●-●●●●																			
給食開始日又は給食開始予定日	●年 ●月 ●日																			
施設種類	<table border="0"> <tr> <td>1. 学校</td> <td>2. 病院</td> <td>3. 介護老人保健施設</td> </tr> <tr> <td>4. 介護医療院</td> <td>⑤. 老人福祉施設</td> <td>6. 児童福祉施設</td> </tr> <tr> <td>7. 社会福祉施設</td> <td>8. 事業所</td> <td>9. 寄宿舍・寮</td> </tr> <tr> <td>10. 矯正施設</td> <td>11. 自衛隊</td> <td>12. 一般給食センター</td> </tr> <tr> <td>13. その他( )</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table>					1. 学校	2. 病院	3. 介護老人保健施設	4. 介護医療院	⑤. 老人福祉施設	6. 児童福祉施設	7. 社会福祉施設	8. 事業所	9. 寄宿舍・寮	10. 矯正施設	11. 自衛隊	12. 一般給食センター	13. その他( )		
1. 学校	2. 病院	3. 介護老人保健施設																		
4. 介護医療院	⑤. 老人福祉施設	6. 児童福祉施設																		
7. 社会福祉施設	8. 事業所	9. 寄宿舍・寮																		
10. 矯正施設	11. 自衛隊	12. 一般給食センター																		
13. その他( )																				
1日の予定給食数	朝	昼	夕	計	その他(補食)															
	45食	45食	45食	135食	45食															
施設の定数	45人																			
管理栄養士等の員数	管理栄養士	栄養士	計																	
	1人	1人	2人																	

※健康増進法施行規則第7条第1号及び第2号で規定される施設については管理栄養士が調理業務を行います。



給食廃止届・休止届(様式第3号)

給食を廃止または1月以上休止する場合に提出する。

様式第3号

**届出名称**  
該当しない方を二重線で消す

管理番号	
給食規模	S

**届出年月日**  
・和暦で記入  
・廃止または休止から1月以内に提出

給 食 廃 止 届  
~~休 止 届~~

●年 ●月 ●日

仙台市保健所長

給食施設設置者  
氏名 園長 ○○○○

給食施設を休止又は廃止したので、〔健康増進法第20条第2項・仙台市健康増進法に基づく指導等のための届出等に関する条例第2条第2項〕の規定により次のとおり届け出ます。

記

施設名称	○○○保育園
所在地	〒●●●● - ●●●● 仙台市 ○○ 区 ○○町○○ ●-●
電話番号	022-●●●●-●●●●
給食廃止年月日	●年 ●月 ●日
給食廃止の理由	園舎建て替えのため
給食休止年月日	年 月 日
給食休止の理由	再開予定： 年 月 日
その他の事項	同敷地内の新園舎にて、●年●月●日より給食提供開始

**給食廃止の理由**  
施設の移転, 全面改築,  
施設種別の変更の場合  
は, 廃止届及び開始届  
を提出

**その他の事項**  
特記事項があれば記入

給食休止届は、1月以上給食を休止する場合に提出してください。

(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格A4版とする。

## 給食再開届(様式第4号)

給食を1月以上休止していた施設(様式第3号 給食休止届を提出していた施設)が給食を再開する場合に提出する。

様式第4号

管理番号	
給食規模	S AA A

**届出年月日**

- ・和暦で記入
- ・再開から1月以内に提出

### 給 食 再 開 届

●年 ●月 ●日

仙台市保健所長

給食施設設置者  
氏 名 ○○株式会社 代表取締役○○○○

給食施設を再開したので、仙台市健康増進法に基づく指導等のための届出等に関する条例第2条第2項の規定により次のとおり届け出ます。

記

施設名称	株式会社○○ 仙台支店 社員食堂
所在地	〒●●●●-●●●● 仙台市 ○○ 区 ○○町○○字○○ ●-●
電話番号	022-●●●●-●●●●
給食再開年月日	●年 ●月 ●日

再開に伴い届出の内容に変更がある場合は、給食再開届の他に給食変更届(様式第2号)を提出してください。

(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格A4版とする。

給食開始時の運営状況調査票(様式第5号)

給食を開始する場合に、給食開始届(様式第1号)とあわせて提出する。

様式第5号(1)

### 給食開始時の運営状況調査票

●年 ●月 ●日提出

**提出年月日**

- ・和暦で記入
- ・開始から1月以内に提出

<b>部門管理者</b> 給食部門を管理する責任者(施設職員)を記入	施設名称	特別養護老人ホーム ○○○○			
	電話番号	022-●●●-●●●● / 022-●●●-●●●● (給食室直通)			
<b>栄養管理者</b> ・施設、委託先、主管機関に所属する、栄養管理の責任者となる、主たる栄養士等を記入 ・栄養士等による献立作成等を行っていない場合は記載不要	施設長名	職名	苑長	氏名	○○ ○○
	部門管理者	職名	事務長	氏名	○○ ○○
	栄養管理者	職名	主任	氏名	○○
	資格	管理栄養士・栄養士			

**資格**

いずれかに○

<主管機関・主管課> ※主管機関・主管課があるときのみ、記入してください。

主管機関・主管課	○○法人 ○○会 本部 総務課		
所在地	〒●●●-●●●● ○○県○○市○○ ●番地		
電話番号	●●●-●●●-●●●●		

<b>給食指導担当者</b> 主管機関・主管課の担当者を記入	給食指導担当者	職名	栄養係長	氏名	○○ ○○
-----------------------------------	---------	----	------	----	-------

<給食運営形態>

A 直営     B 委託    C 一部委託    (該当する項目を○で囲んでください)

↓ 下線の運営形態を選択した場合、次の事項について記入してください。

委託先を指導する担当者(施設側職員)	職名	主任	氏名	○○ ○○
--------------------	----	----	----	-------

<b>委託先</b> 当該施設を直接管轄する部署を記入	委託内容	① 献立作成    ② 材料購入    ③ 調理・盛付    ④ 配膳・下膳 ⑤ 食器洗浄    ⑥ その他( )		
委託先	ふりがな	○○きゅうしよくサービス どうほくしてん ○○給食サービス 東北支店		
	所在地	〒●●●-●●●● ○○県○○市○○区○○ ●-● ○○ビル7階		
	電話番号	●●●-●●●-●●●●		
	責任者	氏名	○○ ○○	職種

**委託内容**

- ・委託している項目全てに○
- ・他にも委託項目がある場合は、6 その他に記入

**責任者**

委託側の現地責任者(当該施設に勤務する者)を記入

### 給食関係職員数

- ・当該施設の給食部門に従事する職員数を配置、勤務形態、職種ごとに記入
- ・パートは非常勤に含める
- ・産休・育休など長期休暇を取得している者も計上し、代替職員は計上しない

様式第5号(2)

#### <給食関係職員数>

配置	施設側		委託側		計
	常勤	非常勤	常勤	非常勤	
管理栄養士	1				1
栄養士			1		1
調理師			2	1	3
調理作業員				3	3
その他					
計	1		3	4	8

栄養業務に従事する管理栄養士、栄養士については、採用区分ではなく、実際の有資格区分に記入してください。

栄養士等の有資格者であっても、調理業務のみでその職務に従事していない場合は、調理の該当区分に記入してください。

#### <施設の平面図(添付)>

施設の平面図(厨房の位置がわかるもの)および厨房の平面図(設備の配置がわかるもの)を添付してください。

#### 施設の平面図

A4もしくは A3 サイズで添付する

健健発 0331 第 2 号  
令和 2 年 3 月 31 日

各 

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局健康課長  
( 公 印 省 略 )

特定給食施設における栄養管理に関する指導・支援等について

特定給食施設の栄養管理に関しては、健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）に基づき実施されているところである。

特定給食施設における栄養管理に関する指導・支援等については、別添 1 を参考にさせていただくとともに、別添 2 の内容について御了知の上、特定給食施設への周知等、対応方よろしく御配慮願いたい。

なお、特定給食施設の指導等に係る事務は、都道府県、保健所設置市及び特別区の自治事務（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 8 項）であり、本通知は、地方自治法第 245 条の 4 第 1 項の技術的助言であることを付言する。

また、本通知の施行に伴い、「特定給食施設における栄養管理に関する指導及び支援について」（平成 25 年 3 月 29 日付け健が発 0329 第 3 号厚生労働省健康局がん対策・健康増進課長通知）は廃止する。

## 別添 1

### 特定給食施設における栄養管理に関する指導・支援等について (令和 2 年 3 月 31 日付け健健発 0331 第 2 号別添 1)

#### 第 1 特定給食施設等に関する基本的事項について

- 1 特定給食施設は、健康増進法（平成 14 年法律第 103 号。以下「法」という。）第 20 条第 1 項に規定される施設であり、特定かつ多数の者に対して継続的に食事を供給する施設のうち栄養管理が必要なもの（継続的に 1 回 100 食以上又は 1 日 250 食以上の食事を供給する施設）をいう。  
なお、施設外で調理された弁当等を供給する施設であっても、当該施設の設置者が、当該施設を利用して食事の供給を受ける者に一定の食数を継続的に供給することを目的として、弁当業者等と契約をしている場合には特定給食施設の対象となること。
- 2 特定給食施設に対する指導を効率的に行う観点から、関係施設の設置者、管理者等の理解と協力を得ながら、法第 20 条第 1 項の届出が適切に行われるよう対応すること。  
なお、同一敷地内に施設の種類や利用者（特定給食施設を利用して食事の供給を受ける者をいう。以下同じ。）の特性が明らかに異なる特定給食施設が複数設置されている場合は、それぞれ別の特定給食施設として届出をさせることが適当である。
- 3 法第 22 条に基づく特定給食施設の設置者に対する指導及び助言は、都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあっては市長又は区長。）が法第 21 条第 1 項又は第 3 項の規定による栄養管理の実施を確保するために必要があると認めるときに行うものである。そのため、法第 22 条に基づく指導及び助言を行う場合には、その内容等については慎重に判断すること。
- 4 法第 24 条に基づく立入検査等は、法第 22 条に基づく指導及び助言や法第 23 条に基づく勧告及び命令を行うことを前提としたものである。
- 5 法第 18 条第 1 項第 2 号に基づく指導及び助言は、特定給食施設のほか、特定かつ多数の者に対して継続的に食事を供給する施設として各自治体の条例等に基づき把握される特定給食施設以外の施設（以下「その他の施設」という。）も対象となる。  
また、当該指導及び助言は、栄養指導員が栄養管理の実施に関し必要な事項について行うものであり、例えば、特定給食施設及びその他の施設（以下「特定給食施設等」という。）において最低限の栄養管理が行われているものの、よりよい食事の供給を目指すために助言をするような場合も想定される。

## 第2 法第18条第1項第2号に基づく指導・助言等に係る留意事項について

### 1 現状分析に基づく効率的・効果的な指導・支援等の実施について

- (1) 地域全体の食環境が向上するよう、管内施設全体の栄養管理状況及び地域の課題を踏まえた上で、課題解決に向けて効果的な指導計画を作成し、計画的に指導・支援等を行うこと。
- (2) 管理栄養士又は栄養士の配置状況を分析し、未配置施設においても適切な栄養管理がなされるよう指導計画を作成するとともに、管理栄養士又は栄養士の配置が促進するよう助言すること。
- (3) 病院・介護老人保健施設等については、地域の医療・介護等の質の向上を図る観点から、管内の医療機関等と必要なネットワークの構築に向けた調整を行い、入退院（入退所）前後の連携を促す支援も行うこと。
- (4) 専門職としての高度な技能の確保に向けた取組については、職能団体の協力が得られるよう調整することとし、自治体が行う研修等と連携又は棲み分けを行い、計画的に当該地域の管理栄養士・栄養士の教育を行うこと。
- (5) 事業所については、利用者に応じた食事の提供とともに、特定健診・特定保健指導等の実施もあわせ、利用者の身体状況の改善が図られるよう、指導・支援等を行うこと。
- (6) 特定給食施設等に対して、他法令に基づく指導等を行う部署とは定期的に情報共有を行い、効果的な指導・助言のための連携体制の確保に努めること。

なお、学校への指導については、教育委員会と連携して行うこと。

- (7) 給食業務を委託している場合は、栄養管理の責任は施設側にあるので、委託事業者の業務の状況を定期的に確認させ、必要な指示を行わせること。
- (8) 栄養改善の効果を挙げている好事例を収集し、他の特定給食施設へ情報提供するなど、効果的な実践につながる仕組みづくりに努めること。
- (9) その他の施設に対する指導・支援等に関しては、地域全体の健康増進への効果の程度を勘案し、より効率的・効果的に行うこと。

### 2 特定給食施設等における栄養管理の評価と指導計画の改善について

- (1) 各施設の栄養管理の状況について、施設の種別、管理栄養士・栄養士の配置の有無別等に評価を行うなど、改善が必要な課題が明確となるような分析を行うこと。
- (2) 評価結果に基づき、課題解決が効率的・効果的に行われるよう、指導計画の改善を図ること。また、評価結果については、研修等の企画・立案の参考にするとともに、関係機関や関係者と共有する体制の確保に努めること。
- (3) 利用者の身体状況の変化や栄養管理の状況等について評価を行い、栄養管理上の課題を抽出し、その課題から指導・支援等を重点的に行う施設の抽出を行うこと。
- (4) 栄養管理上の課題抽出に当たっては、特に児童福祉施設、学校、事業所、寄宿舍等の健康増進を目的とした施設において提供される食事のエネルギー量の過不足の評価については、肥満及びやせに該当する者の割合の変化を参考にすること。

なお、提供栄養量の評価に当たっては、身体状況等の変化から給与栄養目標量の設定が適切であるかの確認を併せて行うことが重要であり、単に施設

が設定した目標量と提供量が乖離していることをもって不足又は過剰と判断することは適切ではないこと。

- (5) 特定給食施設等に対し、栄養管理の状況について報告を求める場合には、客観的に効果が評価できる主要な項目とすること。例えば、医学的な栄養管理を個人に実施する施設に対し、給与栄養目標量や摂取量の平均的な数値の報告を求める必要性は乏しく、身体状況の変化等から栄養管理に課題のある可能性の高い利用者に提供される食事の内容等を優先的に確認し、評価すること。

ただし、利用者の多くに栄養管理上の課題が見受けられる場合には、基本となる献立（個別対応用に展開する前の献立）に課題がある可能性が高いため、施設の状況に応じて指導・助言等を行うこと。

- (6) 病院・介護老人保健施設等については、栄養管理を行うために必要な連携体制が構築され、適切に機能しているかを確認すること。
- (7) 栄養管理上の課題が見られる場合には、施設長に対し、評価結果を踏まえた課題解決への取組を促すこと。また、必要に応じて、改善状況又は改善計画について報告を求めること。

### 3 危機管理対策について

- (1) 健康危機管理対策の一環として、災害等に備え、食料備蓄の確保を促すとともに、期限前の有効活用について助言すること。
- (2) 災害等発生時でも適切な食事が供給されるよう、特定給食施設が担う役割を整理し、施設内及び施設間の協力体制の整備に努めること。

## 第3 管理栄養士を置かなければならない特定給食施設について

特定給食施設のうち、健康増進法施行規則（平成15年厚生労働省令第86号。以下「規則」という。）第7条各号に掲げる施設については、法第21条第1項の規定により管理栄養士を置かなければならないこととされているところ、これらの施設を指定する場合の運用の留意点は以下のとおりである。

なお、特定給食施設に該当するか否かの判断において、例えば、病院内の職員食堂など当該施設の利用者以外の者に供給される食数も含めることとしても差し支えないが、管理栄養士を置かなければならない施設として指定する際の食数については、除外することが適当である。

### 1 規則第7条第1号の指定の対象施設（一号施設）について

- (1) 規則第7条第1号に掲げる特定給食施設（以下「一号施設」という。）とは、病院、介護老人保健施設又は介護医療院（以下「病院等」という。）に設置される特定給食施設であって、1回300食以上又は1日750食以上の食事を供給するものをいうこと。
- (2) 供給食数の実績が1回300食未満及び1日750食未満の特定給食施設であっても、許可病床数（又は入所定員）300床（人）以上の病院等に設置されている特定給食施設は、一号施設とすること。

なお、(1)で示したとおり、1日の食事の供給数が750食以上であれば、許可病床数（又は入所定員）が300床（人）未満の場合であっても、一号施設とすること。

- (3) 病院等を含む複数の施設を対象に食事を供給する特定給食施設については、当該病院等の許可病床数（入所定員）の合計が 300 床（人）以上である場合に、一号施設とすること。

## 2 一号施設以外の特定給食施設

- (1) 規則第 7 条第 2 号に掲げる特定給食施設（以下「二号施設」という。）とは、以下の①から⑥に該当する施設のうち、継続して 1 回 500 食以上又は 1 日 1,500 以上の食事を供給するものをいうこと。

- ① 生活保護法第 38 条に規定する救護施設及び更正施設
- ② 老人福祉法第 5 条の 3 に規定する養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホーム
- ③ 児童福祉法第 37 条に規定する乳児院、同法第 41 条に規定する児童養護施設、同法第 42 条第 1 号に規定する福祉型障害児入所施設、同法第 43 条の 2 に規定する児童心理治療施設、同法第 44 条に規定する児童自立支援施設
- ④ 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法第 11 条第 1 項の規定により設置する施設
- ⑤ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 5 条第 11 項に規定する障害者支援施設
- ⑥ 事業所、寄宿舎、矯正施設、自衛隊等（以下「事業所等」という。）

- (2) 複数施設を対象に食事を供給する特定給食施設については、1 (3) に該当する場合を除き、一号施設又は二号施設の対象となる施設種別である施設に供給する食事数の合計が 1 回 500 食以上又は 1 日 1,500 食以上である場合には、二号施設とすること。

この場合、病院等に対し 1 回に供給する食数については、供給食数の実績ではなく、許可病床数又は入所定員数（1 日に供給する食事数については、許可病床数又は入所定員数の 3 倍の数）として取り扱うものとする。

## 3 その他、社会福祉施設等に食事を供給する特定給食施設について

- (1) 法第 21 条第 1 項の指定の対象施設となる特定給食施設のうち、法令等により栄養士を必置とされている複数の社会福祉施設及び児童福祉施設（以下「社会福祉施設等」という。）に限り食事を供給する施設にあっては、それぞれの社会福祉施設等に配置されている栄養士が各施設において栄養業務を行っていることに鑑み、法第 21 条第 1 項の指定の対象施設となる社会福祉施設等に供給される食事数が 1 回 500 食以上又は 1 日 1,500 食以上となるものがある場合には、二号施設とみなされること。

- (2) 特定給食施設が複数の施設に食事を供給する場合であって、当該供給先の施設に法令等により栄養士を必置としない施設を含むときは、特定の対象者に継続的に食事を供給し、一号施設又は二号施設の対象となる施設種別である施設に供給される食事数が 1 回 500 食以上又は 1 日 1,500 食以上となる場合に、二号施設とみなされること。

ただし、供給先の施設を特定給食施設等として把握し、個別に管理する場合には、食数から除外することとし、重複することのないようにすること。

- (3) 事業所等に対し食事を供給する特定給食施設にあっては、当該特定給食施

設により事業所等に供給される食事が主として事業所等に勤務又は居住する者により喫食され、かつ、事業所等で勤務又は居住する者の概ね8割以上が当該給食施設で供給する食事を喫食するものであって1回 500食以上又は1日 1,500食以上供給する場合、二号施設とみなされること。

## 別添 2

### 特定給食施設が行う栄養管理に係る留意事項について (令和 2 年 3 月 31 日付け健健発 0331 第 2 号別添 2)

#### 第 1 趣旨

健康増進法（平成 14 年法律第 103 号。以下「法」という。）第 20 条の規定に基づき設置・届出された特定給食施設において、当該特定給食施設の設置者は、法第 21 条第 3 項の規定により、健康増進法施行規則（平成 15 年厚生労働省令第 86 号）第 9 条の基準（以下「栄養管理基準」という。）に従って適切な栄養管理を行わなければならないこととされているところ、本留意事項は、その運用上の留意点を示したものである。

特定給食施設の設置者及び管理者は、適切な栄養管理がなされるよう、体制を整えること。

なお、給食業務を委託している場合にあつては、栄養管理の責任は施設側にあるので、委託事業者の業務の状況を定期的に確認し、必要な指示を行うこと。

#### 第 2 特定給食施設が行う栄養管理について

- 1 身体の状態、栄養状態等の把握、食事の提供、品質管理及び評価について
  - (1) 利用者の性、年齢、身体の状態、食事の摂取状況、生活状況等を定期的に把握すること。

なお、食事の摂取状況については、可能な限り、給食以外の食事の状況も把握するよう努めること。
  - (2) (1)で把握した情報に基づき給与栄養量の目標を設定し、食事の提供に関する計画を作成すること。

なお、利用者間で必要な栄養量に差が大きい場合には、複数献立の提供や量の調整を行う等、各利用者に対して適切な選択肢が提供できるよう、工夫すること。複数献立とする場合には、各献立に対して給与栄養量の目標を設定すること。
  - (3) (2)で作成した計画に基づき、食材料の調達、調理及び提供を行うこと。
  - (4) (3)で提供した食事の摂取状況を定期的に把握するとともに、身体状況の変化を把握するなどし、これらの総合的な評価を行い、その結果に基づき、食事計画の改善を図ること。
  - (5) なお、提供エネルギー量の評価には、個々人の体重、体格の変化並びに肥満及びやせに該当する者の割合の変化を参考にすること。

ただし、より適切にエネルギー量の過不足を評価できる指標が他にある場合はこの限りではない。

#### 2 提供する食事（給食）の献立について

- (1) 給食の献立は、利用者の身体の状態、日常の食事の摂取量に占める給食の割合、嗜好等に配慮するとともに、料理の組合せや食品の組合せにも配慮して作成するよう努めること。
- (2) 複数献立や選択食(カフェテリア方式)のように、利用者の自主性により

料理の選択が行われる場合には、モデル的な料理の組合せを提示するよう努めること。

### 3 栄養に関する情報の提供について

- (1) 利用者に対し献立表の掲示や熱量、たんぱく質、脂質、食塩等の主要栄養成分の表示を行うなど、健康や栄養に関する情報の提供を行うこと。
- (2) 給食は、利用者が正しい食習慣を身に付け、より健康的な生活を送るために必要な知識を習得する良い機会であるため、各々の施設の実情に応じ利用者等に対して各種の媒体を活用することなどにより知識の普及に努めること。

### 4 書類の整備について

- (1) 献立表など食事計画に関する書類とともに、利用者の身体状況など栄養管理の評価に必要な情報について適正に管理すること。
- (2) 委託契約を交わしている場合は、委託契約の内容が確認できるよう委託契約書等を備えること。

### 5 衛生管理について

給食の運営は、衛生的かつ安全に行われること。具体的には、食品衛生法（昭和22年法律第233号）、「大規模食中毒対策等について」（平成9年3月24日付け衛食第85号生活衛生局長通知）の別添「大量調理施設衛生管理マニュアル」その他関係法令等の定めるところによること。

## 第3 災害等の備え

災害等発生時であっても栄養管理基準に沿った適切な栄養管理を行うため、平時から災害等発生時に備え、食料の備蓄や対応方法の整理など、体制の整備に努めること。



# 届 出 様 式

- (様式第 1 号) 給食開始届
- (様式第 2 号) 給食変更届
- (様式第 3 号) 給食休止・廃止届
- (様式第 4 号) 給食再開届
- (様式第 5 号) 給食開始時の運営状況調査票



管理番号	
給食規模	S AA A B

## 給 食 変 更 届

年 月 日

仙台市保健所長

給食施設設置者

氏 名

---

給食施設の届出内容を変更したので、〔健康増進法第20条第2項・仙台市健康増進法に基づく指導等のための届出等に関する条例第2条第2項〕の規定により次のとおり届け出ます。

記

施設名称	
所在地	〒 _____ 仙台市 _____ 区
電話番号	
変更年月日	年 月 日
変更内容	<p>【 該当する変更項目を○で囲む 】</p> <p style="text-align: center;">施設名称                      設置者住所                      設置者氏名</p> <p style="text-align: center;">1日の予定給食数                      管理栄養士, 栄養士の員数</p> <p>【 変更内容の詳細 】</p>
その他の事項	

(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格A4版とする。

管理番号	
給食規模	S AA A B

給食 廃止届  
休止届

年 月 日

仙台市保健所長

給食施設設置者

氏名

給食施設を休止又は廃止したので、[ 健康増進法第20条第2項・仙台市健康増進法に基づく指導等のための届出等に関する条例第2条第2項 ] の規定により次のとおり届け出ます。

記

施設名称	
所在地	〒 _____ 仙台市 _____ 区
電話番号	
給食廃止年月日	年 月 日
給食廃止の理由	
給食休止年月日	年 月 日
給食休止の理由	再開予定： 年 月 日
その他の事項	

給食休止届は、1月以上給食を休止する場合に提出してください。

(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格A4版とする。

管理番号	
給食規模	S AA A B

## 給食再開届

年 月 日

仙台市保健所長

給食施設設置者

氏 名

給食施設を再開したので、仙台市健康増進法に基づく指導等のための届出等に関する条例第2条第2項の規定により次のとおり届け出ます。

記

施設名称	
所在地	〒 _____ 仙台市 _____ 区
電話番号	
給食再開年月日	年 月 日

再開に伴い届出の内容に変更がある場合は、給食再開届の他に給食変更届（様式第2号）を提出してください。

（備考）用紙の大きさは、日本工業規格A4版とする。



<給食関係職員数>

配置	施設側		委託側		計
	常勤	非常勤	常勤	非常勤	
管理栄養士					
栄養士					
調理師					
調理作業員					
その他					
計					

栄養業務に従事する管理栄養士、栄養士については、採用区分ではなく、実際の有資格区分に記入してください。

栄養士等の有資格者であっても、調理業務のみでその職務に従事していない場合は、調理の該当区分に記入してください。

<施設の平面図(添付)>

施設の平面図(厨房の位置がわかるもの)および厨房の平面図(設備の配置がわかるもの)を添付してください。

## 【 給食に関する問い合わせ先 】

施設所在地の所轄区役所（保健所支所）

家庭健康課健康増進係又は総合支所保健福祉課保健係（栄養担当）

青葉区家庭健康課健康増進係	☎ 225-7211	〒980-8701	青葉区上杉1-5-1
青葉区宮城総合支所保健福祉課保健係	☎ 392-2111	〒989-3125	青葉区下愛子字観音堂5
宮城野区家庭健康課健康増進係	☎ 291-2111	〒983-8601	宮城野区五輪2-12-35
若林区家庭健康課健康増進係	☎ 282-1111	〒984-8601	若林区保春院前丁3-1
太白区家庭健康課健康増進係	☎ 247-1111	〒982-8601	太白区長町南3-1-15
太白区秋保総合支所保健福祉課保健係	☎ 399-2111	〒982-0243	太白区秋保町長袋字大原45-1
泉区家庭健康課健康増進係	☎ 372-3111	〒981-3189	泉区泉中央2-1-1

発行・編集 仙台市健康福祉局保健衛生部健康政策課

〒980-8671 仙台市青葉区国分町3-7-1 ☎ 022-214-3894